① PCT国際出願の軽減・交付金

PCT（特許協力条約）に基づく国際出願をする際に特許庁へ納付する手数料（特許印紙代）には、国際出願手数料、送付手数料、調査手数料などがあり、送付手数料と調査手数料については、国内出願の審査請求と同様の軽減制度、国際出願手数料については、後日申請することで支給される交付金制度がありますが、2023年12月末で一旦終了します。

（1）2024年1月以降の国際出願についての措置

対象者	手数料	措置内容
中小企業	送付手数料	1／2に軽減
	調査手数料	
	国際出願手数料	
小規模企業 設立後10年未満の中小企業	送付手数料	1／3に軽減
	調査手数料	
	国際出願手数料	
大学等	送付手数料	1／2に軽減
	調査手数料	
	国際出願手数料	
独立行政法人等	送付手数料	1／2に軽減
	調査手数料	
	国際出願手数料	
公設試験研究機関	送付手数料	1／2に軽減
	調査手数料	
	国際出願手数料	
認定福島復興再生計画	送付手数料	1／4に軽減
	調査手数料	
	国際出願手数料	

要するに、国際出願手数料が、交付金から軽減に変わります。

（2）申請方法

国際出願の願書に軽減申請書を添付（後からは提出不可）

こちら特許部
NIPPO（ニッポウ）日峯国際特許事務所
〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F
ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。
☎ 029-228-5622
✉ info@nippo-patent.jp